

# 平成 20 年度地方交付税に関する主張

平成 19 年 11 月 16 日

全 国 知 事 会

(地方交付税問題小委員会)

# 目 次

1	地方交付税総額の復元・充実	1
(1)	地方財政計画に地方の財政需要を適切に算入すること	2
(2)	義務的経費にかかる基準財政需要額算入不足分を適切に算入すること	3
(3)	国民生活の安心を下支える事業の経費を基準財政需要額に算入すること	3
(4)	税源移譲に伴う交付税原資減額分を復元すること	4
(5)	適正な法定率の設定と国による交付税法定加算を着実に実施すること	4
(6)	「頑張る地方応援プログラム」など国に政策に伴う経費は別枠で措置 すること	5
2	法人二税の配分見直し論と格差是正の問題	5
3	「地方共有税」の早期具体化	6
4	地方財政計画の透明化と予見可能性の向上	6
5	「国と地方の協議の場」の常設化	6
6	国の一方的なプライマリーバランス論への反論	6

## <参考資料>

資料1	政策的経費に使える一般財源の推移に関する調べ (都道府県予算ベース)	8
資料2	一般財源の対東京一人当たり格差の推移 (都道府県分+市町村分)	10
資料3	地方交付税の予見可能性の向上について(総務省試算)等	11
資料4	都道府県における義務的経費の交付税措置額と 決算額の乖離(主なもの)	12
資料5	交付税措置のない地方単独事業の主なもの	13
資料6	国の一般会計による法定加算について	14
資料7	国・地方の歳入歳出の状況	15
資料8	歳出削減のための地方の取組み	16

## 1 地方交付税総額の復元・充実

- I 地方財政計画に地方の財政需要を適切に算入すること
- II 過大に削減された地方交付税を復元・充実すること

三位一体改革により5兆1千億円もの交付税が削減され、各地方公共団体の一般財源総額は大幅な減少を強いられている。これが地方自治の根幹ともいえる「政策的経費に使える一般財源」の逼迫につながっているほか、地方交付税制度が有する財政力の格差是正機能を減退させ、地域間の格差拡大をきたしている。

もとより、地方交付税は地方固有の財源であり、国の裁量により一方的に削減されるようなことがあってはならない。

地方が自主性を損なわずに標準的な行政サービスを引き続き提供し、地方交付税制度が有している地域間格差の是正機能が十分に発揮されるよう、平成20年度においては、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税総額の復元・充実を実現することを強く求める。

[政策的経費に使える一般財源の推移(都道府県予算ベース)] ※ H19時点の不交付団体を除く

■政策的経費に使える一般財源は、15年度に比べ、1.9兆円減。

一方、財源不足対策額は1.0兆円増。

	15年度	19年度
・政策的経費に使える一般財源(概数)	4.1兆円	2.2兆円(▲1.9兆円)
・財源不足対策(概数)	0.8兆円	1.8兆円(▲1.0兆円)

資料1(P8)

[一人あたり地方税+地方交付税の地域間格差(平成15→18 対東京都)]

■33府県で、地方税以上に地方税+地方交付税の格差が拡大。

■東京都を除く全国の地方税+地方交付税の格差は、地方税の格差より拡大。

・地方税の格差	0.11
・地方税+地方交付税の格差	0.21

資料2(P10)

## (1) 地方財政計画に地方の財政需要を適切に算入すること

基準財政需要額の圧縮により、地域にとって不可欠な事務事業の遂行に要する経費が十分に地方財政計画に計上されていない。また、当然財政需要に算入すべきものについても留保財源で対応せざるを得ない事態となっており、財政力の弱い団体ほど財政運営が厳しい一因となっている。

このため、地方財政計画においては、地方の財政需要を適切に算定することを求める。

なお、地方税収の増加に伴う留保財源の増加分については、適切に確保すること。

### [地方交付税の予見可能性の向上について(試算)]

#### ■留保財源充当見込額の伸びに比べて一般歳出の伸びが確保されていない。

	19年度	20年度	21年度
・一般歳出	▲1.1	▲0.6	▲0.6
・留保財源充当見込額	6.2	6.3	6.9
・需要額	▲1.3	▲1.4	▲1.5 (伸び率：%)

### [国・地方の一般歳出の状況]

#### ■国と比べて地方は大幅な歳出削減。

	13年度	19年度
・地方一般歳出	73.6兆円	65.7兆円 (▲7.9兆円、▲10.7%)
・国一般歳出	48.7兆円	47.0兆円 (▲1.7兆円、▲3.5%)

資料3 (P11)

## (2) 義務的経費にかかる基準財政需要額算入不足分を適切に算入すること

生活保護費など地方公共団体が義務的に負担している経費において、基準財政需要額と決算額との間に、主なもので合計3.5兆円以上の乖離が見られる。各省庁の政策に伴う需要額の算定が適正に行われるよう十分検証を行うとともに、その結果を公開し、是正することを求める。

また、国による一方的な制度の創設や改正により増加する地方負担についても適切に対応すること。

[基準財政需要額と決算額に乖離が見られる主なもの]

■難病一般特定疾患治療研究費など主なもので、3.5兆円以上が算入不足。

	乖離額	乖離率
・難病一般特定疾患治療研究費	▲ 328 億円	▲57.4%
・生活保護費(都道府県、政令市)	▲ 439 億円	▲15.3%
・警察官給与費(政令定数のみ)	▲ 1,976 億円	▲ 9.4%
・義務教育職員給与費(法定定数のみ)	▲ 2,304 億円	▲ 7.2%
・公債費(都道府県、市町村)	▲25,262 億円	▲20.0%

資料4 (P12)

## (3) 国民生活の安心を下支える事業の経費を基準財政需要額に算入すること

本格的な少子高齢社会への対応が求められるなか、乳幼児や障害者等への医療費助成、私立高等学校生徒の授業料軽減措置などは、国民生活の安心を下支える制度的基盤として、多くの地方公共団体において広く実施されている。

このように、全国的に共通し、定着している取組みが、今後とも適切に継続されるよう、標準的な行政サービスとして新たに基準財政需要額に算入することを求める。

[交付税措置のない地方単独事業の主なもの]

■乳幼児医療費助成など、主なもので約5,000億円の負担。

・乳幼児医療費助成事業	1,516億円
・母子寡婦等（一人親家庭等）医療助成事業	541億円
・障害者（重度障害者）医療助成事業	2,252億円
・私立高等学校生徒授業料軽減費補助	286億円
・県単警察官職員給与費	353億円

資料5 (P13)

#### (4) 税源移譲に伴う交付税原資減額分を復元すること

3兆円の税源移譲の際に、本来、交付税原資が減少しないよう所得税の法定率を引き上げるべきところ、32%で据え置いたために不合理に減額された約9,600億円の復元を求める。

[3兆円の税源移譲による交付税原資の減少]

・  $3 \text{兆円} \times 32\% = \underline{9,600 \text{ 億円程度/年}}$  減少

#### (5) 適正な法定率の設定と国による交付税法定加算を着実に実施すること

今後、国から地方への税源移譲において、地方交付税の原資となっている国税の法定率分が減少することのないよう、財政需要に十分対応できる適正な法定率を設定するとともに、交付税特別会計の繰越金が多額であることなどを理由として実施が見送られた法定加算について、法律どおりに実施するよう求める。

[法定加算の額]

・平成20～34年度合計 69,753億円

資料6 (P14)

(6) 「頑張る地方応援プログラム」など国の政策に伴う経費は別枠で措置すること

「頑張る地方応援プログラム」については、成果指標により基準財政需要額の割増算定を行うこととしているが、地方公共団体独自の取組みや「頑張りの成果」に対して交付税措置することが、標準的な行政サービスの提供に必要な財源を保障するという普通交付税の本旨に合致しているとはいえない。

このため、地方交付税本来の財源保障機能と財源調整機能を損なわないよう、支援措置額（3,000億円程度）について別途の財源措置を求める。

また、政府は地方再生のための新たな戦略をとりまとめているところであるが、それに要する政策的な経費については、別枠の新規の財源措置を求める。

## 2 法人二税の配分見直し論と格差是正の問題

- 法人二税の一部を国が徴収し譲与税として配分することは、地方分権に逆行。税源偏在の是正は、法人二税の一部と消費税の一部の交換による地方消費税の拡充を基本に検討すること
- そもそも地域間格差の是正には、地方交付税総額の復元・充実が不可欠

税収の地域間格差を是正するためであっても、法人二税の一部を国が徴収し譲与税として配分することは、地方税を国税化するものであり、地方分権に逆行するものである。

税源偏在の是正を行う場合には、地方交付税原資としての税目の見直しと併せて、偏在性が大きく税収の変動が大きい法人二税の一部と消費税の一部の交換により、地方消費税を拡充することを基本として検討することを求める。

そもそも、財政力の地域間格差が拡大したのは、大幅に地方交付税総額が削減されたことによるものであり、地方交付税総額の復元・充実が不可欠である。

### 3 「地方共有税」の早期具体化

国の一般会計に計上されている地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、国の裁量に左右されることなく確保されるよう、「地方共有税」として国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れることを求める。

### 4 地方財政計画の透明化と予見可能性の向上

地方財政計画については、社会保障関係経費を中心に具体的な積算根拠の公開を求める。また、地方財政対策の決定過程の透明化を図るとともに、基準財政需要額の算定方法の安定化など地方交付税の予見可能性を高めることを求める。

### 5 「国と地方の協議の場」の常設化

政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう「国と地方の協議の場」の常設化を図ることを求める。

### 6 国の一方的なプライマリーバランス論への反論

- 地方のプライマリーバランスは、多額の公債費を償還しながら一般歳出の削減に努めたことにより改善したものであり、決して地方財政に余裕があるわけではない
- 地方は、国を上回る規模で、既に行財政改革を実行している

国よりも地方の財政運営の方が余裕があるとの主張が国等において展開されているが、地方においては、税及び地方交付税が減少する中、新たな地方債の発行を抑制し、政策的経費等を削減するなど、国を上回るペースで自主的に歳出削減努力を重ねてきたことにより、国の経済対策等に協力して増発してきた地方債の償還財源を捻出してきたところである。このことが、プライマリーバランスの改善につながっているものであり、決して地方財政に余裕があることを示すものではない。

地方と比較して国の債務残高が大きいのは、歳出削減を行わず、税収の増加分しか国債の発行を抑制してこなかったという国自らの財政運営によるものである。

地方は、国が定めた地方財政計画に制約された財政運営を余儀なくされ、地方交付税が削減される中で多額の公債費を償還しながら、さらに一般歳出の削減に



努めてきたものである。単にプライマリーバランスの改善をもって、あたかも地方財政が豊かであるかのように主張することは適切ではない。

プライマリーバランスの改善にあたっては、歳出削減を一方的に地方に求めるのではなく、国、地方を通じて歳入歳出のバランスを図ることが必要である。

〔地方と国の歳入・歳出の推移〕

■地方は地方債の発行と一般歳出を大幅に削減し、公債費を確保。

	13年度	19年度	差引	増減率
<b>【地方】</b>				
[歳入] 地方税+交付税	57.3兆円	55.2兆円	▲2.1兆円	▲3.7%
地方債(除く臨財債)	10.4兆円	7.0兆円	▲3.4兆円	▲32.7%
[歳出] 公債費	12.8兆円	13.1兆円	+0.3兆円	+2.3%
地方一般歳出	73.6兆円	65.7兆円	▲7.9兆円	▲10.7%
<b>【国】</b>				
[歳入] 国 税	50.7兆円	53.5兆円	+2.8兆円	+5.5%
国債(公債金)	28.3兆円	25.4兆円	▲2.9兆円	▲10.2%
[歳出] 国債費	17.2兆円	21.0兆円	+3.8兆円	+22.1%
国一般歳出	48.7兆円	47.0兆円	▲1.7兆円	▲3.5%

資料7 (P15)

〔歳出削減のための地方の取組み〕

■地方は、国を上回る規模で、既に行財政改革を実行。

・国と地方の決算額等の推移	13年度	19年度
国	848,111億円(100.0)	829,088億円(97.8)
地方	974,317億円(100.0)	831,261億円(85.3)
・国と地方の公務員数の推移	13年度	19年度
国家公務員	112万人(100.0)	110万人(97.7)
地方公務員	317万人(100.0)	296万人(93.2)
地方公務員(一般行政職)	111万人(100.0)	101万人(90.9)
・ラスパイレス指数の推移	13年度	18年度
全地方公共団体平均	100.5	98.0

資料8 (P16)

## 政策的経費に使える一般財源の推移に関する調べ(都道府県予算ベース)

都道府県が政策経費に使える一般財源の額を平成15年度と19年度で比較した場合、4.1兆円から2.2兆円へと、約1.9兆円の減少。

## ◇一般財源(歳入)

(単位:百万円)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	H19-H15
一般財源 A	23,579,539	23,019,827	23,520,762	24,198,389	23,641,434	61,895
税源移譲影響額 B	92,434	388,058	1,124,597	1,820,669	1,523,575	1,431,141
税源移譲影響額除き C=A-B	23,487,105	22,631,770	22,396,165	22,377,720	22,117,859	▲ 1,369,246

## ◇歳出充当一般財源

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	H19-H15
義務的経費 D=(a+b+c+d)	19,412,344	19,810,250	20,492,712	21,272,422	21,396,308	1,983,964
人件費 a	10,506,737	10,580,360	10,763,410	11,021,513	10,963,905	457,168
警察	2,074,347	2,076,779	2,070,446	2,077,685	2,081,637	7,290
教育	6,076,826	6,203,483	6,460,528	6,748,187	6,710,757	633,931
その他	2,355,564	2,300,099	2,232,437	2,195,642	2,171,511	▲ 184,053
公債費 b	5,403,244	5,454,729	5,491,409	5,473,791	5,371,341	▲ 31,903
社会保障関係経費 c	1,747,124	1,868,798	2,428,560	2,910,366	3,101,533	1,354,409
老人医療費負担金	517,775	577,540	645,723	685,591	697,534	179,760
介護給付費負担金	561,465	613,762	642,024	778,807	818,531	257,065
国民健康保険助成費 (調整交付金、保険基盤安定等)	128,310	135,910	609,990	726,529	750,785	622,475
障害者支援対策費 (障害者自立支援法関係等)	136,844	146,627	145,002	198,323	288,658	151,814
その他	402,730	394,958	385,822	521,115	546,025	143,296
税金関係法定経費等 d	1,755,239	1,906,363	1,809,333	1,866,752	1,959,529	204,290
政策的経費に使える一般財源(概数) E=A-D	4,167,195	3,209,577	3,028,050	2,925,966	2,245,125	▲ 1,922,069

## 財源不足対策に関する調べ(都道府県予算ベース)

都道府県の財源不足対策額を平成15年度と19年度で比較した場合、0.8兆円から1.8兆円へと、約1.0兆円の増加。

(単位:百万円)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	H19-H15
財源不足対策(概数)	832,500	1,019,712	914,114	922,301	1,784,424	951,924
積立基金取崩	219,158	356,709	327,885	298,040	736,659	517,501
行政改革推進債(財政健全化債)	337,420	358,878	365,854	300,775	376,333	38,913
退職手当債	20,450	14,900	3,000	163,247	340,248	319,798
その他	255,472	289,225	217,375	160,239	331,184	75,712

注1 平成18年度までは最終予算、平成19年度は当初予算(骨格予算を編成した場合は、肉付け補正後)。(都道府県一般会計ベース)

注2 「一般財源」は、税(地方消費税清算後)、地方交付税、臨時財政対策債、地方特別交付金等の合計。

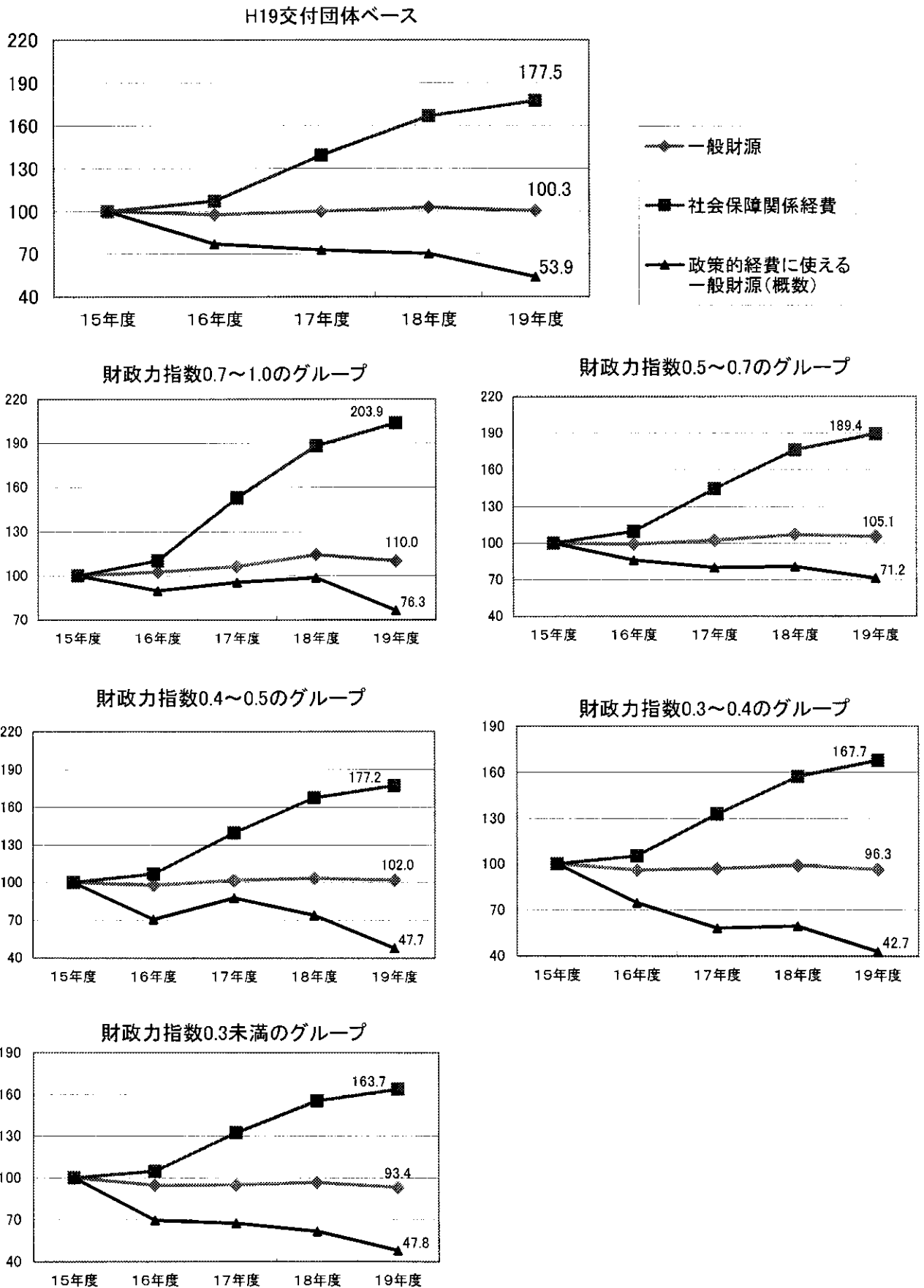
注3 「義務的経費」については、調査の都合により項目を限定して調査したものであり、今回の調査項目以外にも多くの裁量の余地のない経費がある。

注4 「社会保障関係経費」のうち、「その他」は、生活保護費、児童手当費等の合計。

注5 「財源不足対策(概数)」のうち、「その他」は、「基金からの借入金(繰越運用)」、「他会計からの借入金の繰入」、「満期一括償還積立金からの借入金」、「満期一括償還積立抑制」の合計。

- 一般財源総額は、ここ数年横ばいで推移しているものの、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係経費が増嵩し、政策的経費に使用可能な一般財源は減少。
- 特に財政力の弱い団体では、税込増以上に地方交付税削減の影響が大きく一般財源総額は減少しており、この傾向が顕著。

## 都道府県の一般財源の状況(H15=100とした場合)



※平成18年度までは最終予算であり、平成19年度は当初予算ベースである。なお、類似団体の区分は、平成17年度決算における区分によった。

## 一般財源の対東京一人当たり格差の推移（都道府県分＋市町村分）

- ① 33府県で、地方税の格差拡大以上に地方税＋地方交付税の格差が拡大している。  
 ② 東京都を除く全国の地方税＋地方交付税の格差は、地方税の格差よりも拡大している。

	H15（対東京都格差）		H18（対東京都格差）		H18 - H15（対東京都格差）			順位
	地方税	地方税＋ 交付税	地方税	地方税＋ 交付税	地方税 ①	地方税＋ 交付税 ②	②－①	
北海道	2.10	0.83	2.34	1.02	+0.24	+0.19	▲0.05	40
青森県	2.42	0.84	2.54	1.00	+0.12	+0.16	+0.04	27
岩手県	2.44	0.81	2.69	0.98	+0.25	+0.17	▲0.08	43
宮城県	1.91	1.02	2.14	1.25	+0.23	+0.23	+0.00	34
秋田県	2.55	0.77	2.80	0.95	+0.25	+0.18	▲0.07	41
山形県	2.34	0.84	2.58	1.04	+0.24	+0.20	▲0.04	39
福島県	2.06	0.94	2.22	1.15	+0.16	+0.21	+0.05	24
茨城県	1.88	1.12	1.96	1.35	+0.08	+0.23	+0.15	5
栃木県	1.74	1.07	1.80	1.28	+0.06	+0.21	+0.15	5
群馬県	1.90	1.07	1.97	1.29	+0.07	+0.22	+0.15	5
埼玉県	1.96	1.39	2.08	1.67	+0.12	+0.28	+0.16	3
千葉県	1.85	1.34	1.99	1.62	+0.14	+0.28	+0.14	8
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00	+0.00	34
神奈川県	1.57	1.30	1.71	1.58	+0.14	+0.28	+0.14	8
新潟県	2.02	0.91	2.15	1.07	+0.13	+0.16	+0.03	29
富山県	1.84	0.86	1.96	1.08	+0.12	+0.22	+0.10	16
石川県	1.81	0.86	1.93	1.03	+0.12	+0.17	+0.05	24
福井県	1.67	0.77	1.83	0.96	+0.16	+0.19	+0.03	29
山梨県	1.91	0.80	2.01	1.00	+0.10	+0.20	+0.10	16
長野県	1.95	0.90	2.13	1.09	+0.18	+0.19	+0.01	32
岐阜県	1.94	1.01	2.09	1.23	+0.15	+0.22	+0.07	23
静岡県	1.61	1.15	1.73	1.38	+0.12	+0.23	+0.11	15
愛知県	1.38	1.17	1.44	1.36	+0.06	+0.19	+0.13	13
三重県	1.82	1.01	1.90	1.23	+0.08	+0.22	+0.14	8
滋賀県	1.82	0.97	1.94	1.23	+0.12	+0.26	+0.14	8
京都府	1.89	1.06	1.94	1.28	+0.05	+0.22	+0.17	1
大阪府	1.58	1.18	1.67	1.37	+0.09	+0.19	+0.10	16
兵庫県	1.84	1.08	1.93	1.30	+0.09	+0.22	+0.13	13
奈良県	2.27	1.02	2.49	1.27	+0.22	+0.25	+0.03	29
和歌山県	2.26	0.85	2.39	1.02	+0.13	+0.17	+0.04	27
鳥取県	2.29	0.71	2.57	0.88	+0.28	+0.17	▲0.11	45
島根県	2.33	0.64	2.62	0.77	+0.29	+0.13	▲0.16	47
岡山県	1.96	0.95	2.03	1.19	+0.07	+0.24	+0.17	1
広島県	1.83	1.02	1.90	1.23	+0.07	+0.21	+0.14	8
山口県	2.04	0.93	2.06	1.11	+0.02	+0.18	+0.16	3
徳島県	1.98	0.78	2.24	0.95	+0.26	+0.17	▲0.09	44
香川県	1.98	0.94	2.08	1.14	+0.10	+0.20	+0.10	16
愛媛県	2.30	0.94	2.40	1.13	+0.10	+0.19	+0.09	21
高知県	2.50	0.71	2.76	0.86	+0.26	+0.15	▲0.11	45
福岡県	1.99	1.13	2.11	1.34	+0.12	+0.21	+0.09	21
佐賀県	2.32	0.84	2.52	1.03	+0.20	+0.19	▲0.01	36
長崎県	2.66	0.88	2.90	1.05	+0.24	+0.17	▲0.07	41
熊本県	2.49	0.94	2.65	1.15	+0.16	+0.21	+0.05	24
大分県	2.26	0.86	2.34	1.04	+0.08	+0.18	+0.10	16
宮崎県	2.61	0.86	2.79	1.05	+0.18	+0.19	+0.01	32
鹿児島県	2.60	0.85	2.78	1.02	+0.18	+0.17	▲0.01	36
沖縄県	2.90	1.01	3.11	1.21	+0.21	+0.20	▲0.01	36
計	1.73	1.03	1.82	1.21	+0.09	+0.18	+0.09	
(東京都除き)	1.88	1.03	1.99	1.24	+0.11	+0.21	+0.10	

最大／最小 2.90 2.17 3.11 2.17

12-0-0の府県数 33

※ 上記数値は、都道府県ごとの人口1人あたりの税収、税収＋地方交付税の「東京都／各都道府県」の数値である。  
 （数値が大きいほど東京都との1人あたり税収等の格差が大きい。例：2.10であれば東京都の1人あたり税収等が当該道府県の2.10倍であることを示す）  
 ※ 税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。地方交付税には、臨時財政対策債を含む。

1 地方交付税の予見可能性の向上について(総務省試算)  
(H18-19トレンド延伸ケース)

(単位:兆円、%)

		H18	H19	伸び率	H20	伸び率	H21	伸び率
一般歳出	給与関係経費	22.6	22.5	▲ 0.3	22.1	▲ 1.7	21.8	▲ 1.7
	一般行政経費	25.2	26.2	4.0	26.6	1.6	27.0	1.6
	投資的経費	16.9	15.2	▲ 9.8	14.8	▲ 3.0	14.3	▲ 3.0
	その他	1.8	1.8	▲ 1.0	1.8	0.0	1.8	0.0
	合計	66.5	65.7		65.3		64.9	
特定財源	国庫支出金	10.2	10.2	▲ 0.3	10.2	0.2	10.2	0.3
	地方債	7.5	7.0	▲ 5.8	6.8	▲ 2.7	6.6	▲ 2.7
	その他	6.8	6.7	▲ 0.7	6.7	0.0	6.7	0.0
	合計	24.4	23.9	▲ 2.1	23.8	▲ 0.7	23.6	▲ 0.7
① 歳出-特定財源		42.0	41.8	▲ 0.6	41.6	▲ 0.6	41.3	▲ 0.6
		4.2	4.4		4.7		5.1	
		37.9	37.4		36.8		36.3	

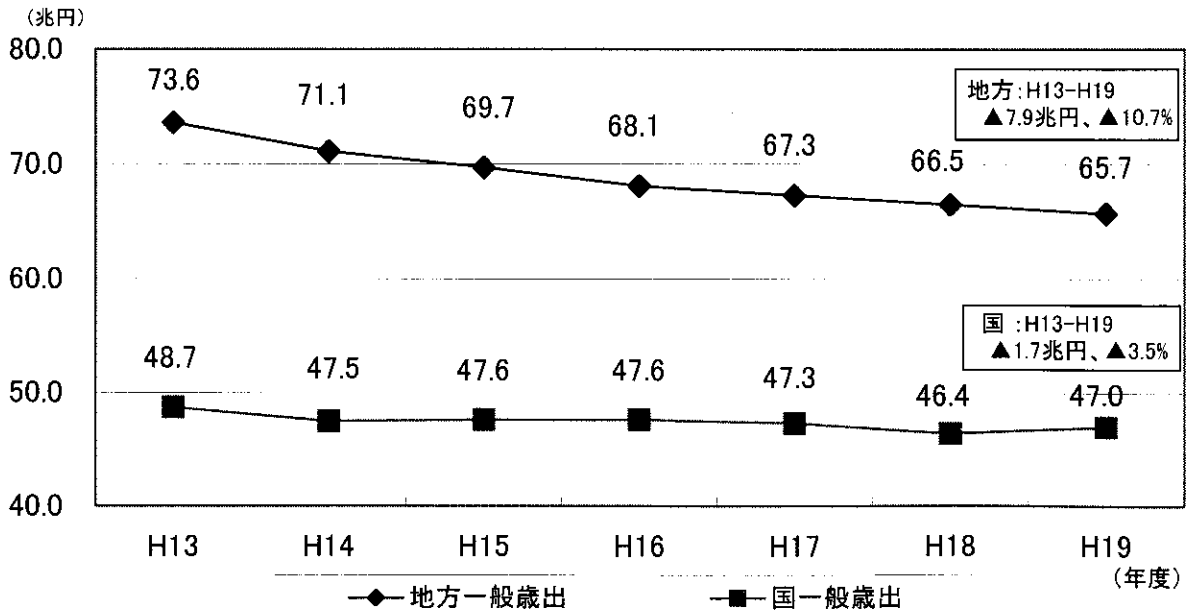
※1 H18の公債費を除く需要額は算定ベース(臨時財政対策債振替前)であり、H19の公債費を除く需要額はH19普通交付税全体計画における交付団体ベースの公債費を除く需要額(臨時財政対策債振替前)の伸び率(▲1.3%)をH18の額に乗じて算出。

※2 H18・H19の留保財源充当見込額は③-①により算出。

※3 H20以降の留保財源充当見込額は、「前年度の額+地方税の対前年度増減額(水準超経費計上分(5%)を除く)×0.25」により算出。

地方税の対前年度増減額は、「進路と戦略 参考試算(移行14.3兆円ケース)」における地方税の額による。

2 国・地方一般歳出の状況



※地方一般歳出…地方財政計画ベース。歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

※国一般歳出…当初予算ベース。歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

## 都道府県における義務的経費の交付税措置額と決算額の乖離（主なもの）

①法令等の義務付けにより地方団体に裁量の余地のない経費

（単位：億円、％）

項目	事業概要	H18決算 A	H18交付税 措置額 B	差引 C=B-A	乖離率 D=C/A	交付税措置額が 決算額を下回る 都道府県数
難病一般特定疾患治療研究費 （国制度分）	特定疾患に要する治療費を公費負担（国1/2、都道府県1/2、一部自己負担あり）。事業実施主体は都道府県。	571	243	▲ 328	▲ 57.4	47
生活保護費 （生活保護費県費負担金を含む）	・郡部の生活保護実施に要する経費 ・現在地保護（住所不定者）の要保護者について県が負担する経費（生活保護費県費負担金） （国3/4、都道府県・政令市1/4）	2,860	2,421	▲ 439	▲ 15.3	31 （政令市13）
警察官給与費 （政令定数のみ。退職手当はのぞく。）	警察官の給与費 （都道府県10/10）	21,112	19,136	▲ 1,976	▲ 9.4	38
義務教育職員給与費 （法定定数のみ）	義務教育教職員の給与費 （国1/3、都道府県2/3）	32,086	29,782	▲ 2,304	▲ 7.2	45
警察装備費	被服費、車両維持費等警察装備費に要する経費 （国1/2、都道府県1/2）	163	95	▲ 68	▲ 41.7	47
社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費	社会福祉施設（児童福祉施設、生涯福祉施設等）に従事する職員の退職手当の一部を都道府県が負担 （国1/3、都道府県1/3、事業者1/3）	317	254	▲ 63	▲ 19.9	41
国直轄施設維持管理費負担金 （国道指定区間）	国が管理する国道の維持管理費の45%を都道府県が負担	792	565	▲ 227	▲ 28.7	28
国直轄施設維持管理費負担金 （直轄河川）	国が管理する一般河川の維持管理費の45%を都道府県が負担	583	183	▲ 400	▲ 68.6	42
老人保健医療費負担金 （国制度分）	老人医療（原則75歳以上）の公費負担分（H18年10月から50%）の一部を県が負担。実施主体は市町村。 （国2/3、県1/6、市町村1/6）	7,741	7,294	▲ 447	▲ 5.8	31
計		66,225	59,973	▲ 6,252	▲ 9.4	—

②義務的経常経費

項目	H18決算 E	H18交付税 措置額 F	留保財源 充当額 G	小計 H=F+G	差引 I=H-E	乖離率 J=I/E	交付税措置額が 決算額を下回る 都道府県数
職員費 （うち職員給与） ※警察、教育は除外	21,010	15,010	2,495	17,505	▲ 3,505	▲ 16.7	47
公債費	126,491	86,972	14,257	101,229	▲ 25,262	▲ 20.0	47
計	147,501	101,982	16,752	118,734	▲ 28,767	▲ 19.5	

合計	H18決算	H18交付税措置額 （留保財源充当額分含む）	差引	乖離率
	213,726	178,707	▲ 35,019	▲ 16.4

（注）決算額・・・H18都道府県決算額（全国知事会調査）

交付税措置額・・・H18基準財政需要額（全国知事会調査）

生活保護費・・・都道府県（H18決算額）＋政令市（H17決算額）

公債費・・・都道府県（H18決算額）＋市町村（H17決算額）

留保財源充当額・・・H18地財計画の地方税等から留保財源総額を算出の上、歳出額で機械的に按分

## 交付税措置のない地方単独事業の主なもの

事業名	18年度決算額（億円）			実施 都道府県数
	都道府県	市町村	合計	
乳幼児医療費 補助金	689	827	1,516	47
ひとり親家庭 医療費補助金	276	265	541	47
障害者 医療費補助金	1,189	1,063	2,252	47
私立高等学校生 徒授業料軽減費 補助	286	—	286	42
県単警察官職員 給与費	353	—	353	39
合計	2,793	2,155	4,948	

注：市町村の決算額は、都道府県との負担割合により推計

## 国の一般会計による法定加算について

### 【内容】

- ① 国から地方団体への税源移譲に伴う交付税総額の減少の影響を緩和するために、国の一般会計から交付税特別会計へ繰り入れることとされている額。(地方交付税法附則第4条の2第2項)
- ② 国庫補助負担率の引き下げ等に伴い、後年度に国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとされている額。(地方交付税法附則第4条の2第3項)

### 【加算額一覧】

(単位:億円)

	①法附則第4条 の2第2項	②法附則第4条 の2第3項	合計
平成20年度	2,000	4,744	6,744
平成21年度	1,400	6,254	7,654
平成22年度	866	8,116	8,982
平成23年度	867	7,692	8,559
平成24年度	867	7,233	8,100
平成25年度		5,581	5,581
平成26年度		4,919	4,919
平成27年度		4,327	4,327
平成28年度		3,689	3,689
平成29年度		3,173	3,173
平成30年度		2,629	2,629
平成31年度		2,136	2,136
平成32年度		1,623	1,623
平成33年度		1,088	1,088
平成34年度		549	549
合計	6,000	63,753	69,753



## 国・地方の歳入歳出の状況

## 【地方の状況】

○地方財政計画ベース

(単位：兆円、%)

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H13-H19		
									増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額	①	89.3	87.6	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	▲6.2	▲6.9%	
歳入	地方税+地方交付税	②	57.3	57.0	56.2	53.4	53.4	53.7	55.2	▲2.1	▲3.7%
	歳入に占める割合(②/①)		64.2%	65.1%	65.2%	63.0%	63.7%	64.5%	66.4%	—	—
	地方債(国債債除く)	③	10.4	9.4	9.2	10.0	9.0	7.9	7.0	▲3.4	▲32.7%
	歳入に占める割合(③/①)		11.6%	10.7%	10.7%	11.8%	10.7%	9.5%	8.4%	—	—
歳出	公債費	④	12.8	13.4	13.8	13.7	13.4	13.3	13.1	+0.3	+2.3%
	歳出に占める割合(④/①)		14.3%	15.3%	16.0%	16.2%	16.0%	16.0%	15.8%	—	—
	地方一般歳出	⑤	73.6	71.1	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	▲7.9	▲10.7%
	歳出に占める割合(⑤/①)		82.4%	81.2%	80.9%	80.4%	80.3%	79.9%	79.1%	—	—

※地方税+地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。地方交付税には臨時財政対策債を含む。

※地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

## 【国の状況】

○当初予算ベース

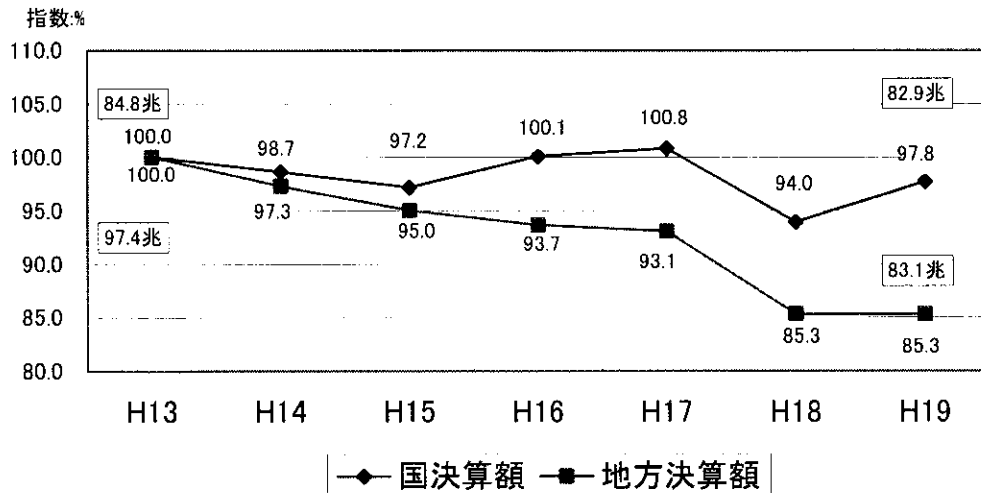
(単位：兆円、%)

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H13-H19		
									増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額	①	82.7	81.2	81.8	82.1	82.2	79.7	82.9	+0.2	+0.2%	
歳入	国税	②	50.7	46.8	41.8	41.7	44.0	45.9	53.5	+2.8	+5.5%
	歳入に占める割合(②/①)		61.3%	57.6%	51.1%	50.8%	53.5%	57.6%	64.5%	—	—
	国債(公債金)	③	28.3	30.0	36.4	36.6	34.4	30.0	25.4	▲2.9	▲10.2%
	歳入に占める割合(③/①)		34.2%	36.9%	44.5%	44.6%	41.8%	37.6%	30.6%	—	—
歳出	国債費	④	17.2	16.7	16.8	17.6	18.4	18.8	21.0	+3.8	+22.1%
	歳出に占める割合(④/①)		20.8%	20.6%	20.5%	21.4%	22.4%	23.6%	25.3%	—	—
	国一般歳出	⑤	48.7	47.5	47.6	47.6	47.3	46.4	47.0	▲1.7	▲3.5%
	歳出に占める割合(⑤/①)		58.9%	58.5%	58.2%	58.0%	57.5%	58.2%	56.7%	—	—

※国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

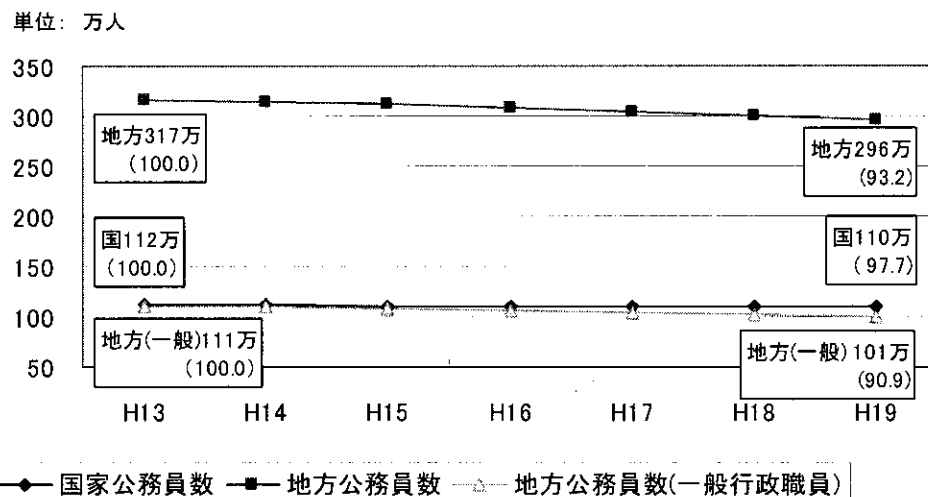
## 歳出削減のための地方の取組み

## 1 国と地方の決算額等の推移



※ 数値について、平成17年度までは、国：一般会計決算額 地方：決算概要（純計額）を使用し、平成18、19年度は 国：予算額、地方：地方財政計画額を使用。

## 2 国と地方の公務員数の推移



※ 地方公務員数（一般行政職員）については、地方公務員総数から公営企業等の職員、教育職員、警察職員、消防職員を除いた数である。

※ 国家公務員数については、13年度以降の独立行政法人等への振替分を考慮している。

## 3 ラスパイレス指数の推移

	平成13年	平成18年
全地方公共団体平均	100.5	98.0

（「地方公務員給与実態調査」より）